

# 景品表示法のお話

## ～安心して商品・サービスを選べる環境を守ります～

最近、ホテルや飲食店などでメニューの偽装表示が行われていたことが判明しました。このような偽装表示は「景品表示法の不当表示」にあたる可能性があります。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶときの重要な基準となります。しかし、それらの表示が実際よりも著しく優良または有利と見せかける表示があった場合、消費者は自主的で合理的な選択ができなくなる恐れがあります。

このような不当表示から一般消費者の利益を守るための法律が景品表示法です。

### ◆禁止となる不当な表示

#### ・優良誤認表示

(例) 飲食店などで「国産有名ブランド牛の肉」と表示しながら、実際にはブランド牛ではない国産牛肉だった。

#### ・有利誤認表示

(例) チラシに「地域で一番の安さ」と表示しながら、実際には周辺の同業店舗の価格調査をしていない根拠のないものだった。

#### ・指定告示表示

(例) パッケージにミカンの写真を掲載し「果汁100%」をイメージさせて実際は無果汁だった。

※詳しくは、ホームページ(「岐阜県消費者の窓」で検索)をご覧ください。



## 冬の省エネルギー対策にご協力を!

冬は、暖房器具の使用で電力などのエネルギー使用量が増加する季節です。環境への配慮や燃料資源の有効利用といった観点から、家庭でも身近なところから省エネに心がけましょう。

### 冬季省エネのポイント

- ・暖房時のエアコンの温度は20℃を目安に設定しましょう。
- ・暖房器具は必要な時間や場所を考えて使用しましょう。
- ・長時間使わない電気器具のプラグは、こまめにコンセントから抜くようにしましょう。

### ちょっとした工夫で節電対策!

室温20℃でも快適に過ごすために、私たちができる暮らしの中での小さな工夫はたくさんあります。この冬は、ちょっとした工夫で、エコに暖かく過ごしてみませんか。

- ・保湿効果の高いインナーウェアやカーディガンなど薄手の衣服を重ね着する。
- ・みんなで鍋を囲んだり、根菜類やショウガなど体をあたためる食材を取り入れる。
- ・家族がひとつの部屋に集まって暖房を共有する。

※暖房の控え過ぎによる体調不良などに注意して、無理のない範囲で取り組みましょう。

